



幼稚園就園奨励費

市民税額など一定の基準に該当する場合、保育料等の補助を行います。

対象 住民登録が石狩市にある園児(満3歳～5歳児)の保護者で基準に該当する方

申請方法 幼稚園から5月に配布される申請用書類に記入し、期日までに申請 ※対象条件・期日等詳細は申請用書類に記載

問合せ 子育て支援課

☎72・3631

母子家庭就労サポート

面接により、その家庭に合ったサービスの情報提供やハローワークの就労支援事業の利用など、自立までの相談やサポートをします。

問合せ こども相談センター

☎72・3195

健康・福祉

街頭献血

日時・場所 ①5月1日(火)9時30分～16時30分 イオンスーパーセンター石狩緑苑台店 ②5月21日(月)9時～11時 りんくる／9時～17時 市役所
問合せ 市献血推進協議会

心の健康相談【予約制】

不眠・抑うつ・拒食・過食・引きこもり・認知症(痴呆)などの本人や家族に悩みに専門家が応相談。

日時 5月11日(金)13時30分～

場所・申込・問合せ 江別保健所 石狩支所 ☎74・1142

糖尿病健康相談

糖尿病の予防や悪化予防のための食事・運動の相談と、簡易血糖値測定を行います。

対象 18歳以上の市民

日時 5月30日(水)10時～11時

30分(時間予約制)

場所 りんくる

定員 20人(先着順)

そのほか、手のひらからごく少量の血液を採取し血糖値を測定します ※医療機関の測定と若干の誤差あり

申込・問合せ 健康づくり課

☎72・3124

介護者交流会

認知症(痴呆)の介護方法や対応について、経験談などを話し合う集いです。介護予定のある方もどうぞ。

対象 認知症状のある方を介護

(予定)している家族

日時 5月31日(木)10時～11時

30分

場所 りんくる

※ご本人をおいて出席できない方はご相談ください

申込・問合せ 健康づくり課

☎72・6124

手話通訳者養成講座

対象 上級手話講習会修了者および同等の技能を有する市民

日時 6月6日～10月31日の毎週水曜 10時～12時(8月15日を除く全21回)

場所 りんくる

定員 10人程度

費用 テキスト代のみ

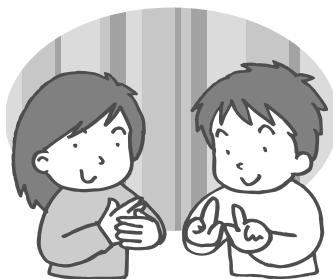
選考 手話等による面接(面接日は後日連絡)

申込締切 5月15日(火)

申込・問合せ 福祉生活課

☎72・3194

※初級手話講習会については今後の広報でお知らせします



個人住民税が大きく変わります 《市民税・道民税》

国から地方への税源移譲(三位一体の改革)による改正

地方分権を進めるための税源移譲により、今年から税のしくみが変わります。

◆住民税と所得税の税率が変わります

住民税については、これまで3段階に分かれていた所得割の税率が、一律10%(市6%、道4%)になります。また、所得税については税率が4段階(10%～37%)から6段階(5%～40%)になります。

◆年間負担額は同じ

税源移譲により、ほとんどの方は1月から所得税(国税)が減り、6月から住民税(地方税)が、所得税が減った分増えますので、総じて増税となるわけではありません。所得税と住民税の年間負担総額は、税源移譲前後で変わりません。

※ただし、税源移譲とは別に、平成19年度から定率減税の廃止により住民税の負担が増えます

税源移譲による影響の発生時期(平成19年から)

	所得税(国税)	住民税(市民税・道民税)
給与所得者(給与天引きされている方)	1月源泉徴収分から	6月分から(毎月特別徴収※)
年金受給者	2月源泉徴収分から	6月分から(納期/6・8・10・1月の普通徴収※)
事業所得者	平成20年2、3月の確定申告	

※住民税の納付方法は、毎月給与から天引きされる特別徴収と、市が送付する納付書で年4回納付する普通徴収があります

税額の通知方法

給与天引きされている方	5月中旬に勤務先(特別徴収義務者)を通して通知し、勤務先より配付
普通徴収の方(年金受給者、事業所得者など)	5月下旬に市から送付する納税通知書で通知



保険・年金

国民年金

【若年者納付猶予制度】

保険料免除制度の所得審査は、申請者本人のほか配偶者・世帯主の所得も対象となるため、一定以上の所得がある親(世帯主)と同居の若者(30歳未満)は、保険料免除制度を利用できません。このため、申請することにより保険料納付が猶予され、後払いができる制度が「若年者納付猶予制度」です。

①本人と配偶者の所得のみで所得要件を審査

所得基準は全額免除の場合と同じ(申請時期によって前々年の所得で審査する場合あり)
※(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
②障害・遺族基礎年金を受け取れます

納付猶予期間は、障害基礎年金等を受け取るために必要な受給資格にカウントされますので、万が一障がいを負ってしまった場合に障害基礎年金が受け取れます。

※不慮の事態が生じた月の前々月以前の1年間に保険料未納期間があるときは、受け取れない場合があります

場合があります

③猶予された期間は、年金額に反映されません

納付猶予期間は受給期間に算入されますが、年金額には反映されません。

※保険料の免除や若年者納付猶予を受けた期間は、保険料の全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。10年以内であれば、後から納付すること(追納)ができるようになっていきます

【保険料は納付期限内に納めましょう】

問合せ 国民健康保険課国民年金担当 ☎72・3122

国民健康保険

【未納はありませんか】

国保は、皆さんに納めていただく国保税と国などの補助金を合わせたものを財源として病気やけがをしたときの医療費をはじめ高額医療費、出産育児一時金、葬祭費などを給付しています。未納の方は、被保険者証更新時に有効期限の短い被保険者証の交付となる場合がありますので、至急納めてください。

【所得申告はお済みですか】

国保税は前年の収入に基づいて算定するため、国保加入

者は、収入の有無にかかわらず申告が必要となります。お済みでない方は、必要書類が異なりますのでお問い合わせください。※国保の加入(脱退)手続きは14日以内に行ってください。手続きが遅れますと不利益が生じる場合があります

問合せ 国民健康保険課

☎72・3123 厚田支所市民福祉課 ☎78・2886 浜益支所市民福祉課 ☎79・2112



防災

定期普通救命講習会

訓練用AEDを用いた講習会です。受講者には「普通救命講習修了証」をお渡しします。

対象 中学生以上の市民か市内勤務者

日時 5月20日(日)9時~12時

持ち物 筆記用具

費用 無料

申込方法 事前電話申込

場所・申込・問合せ 石狩消防署警備課 ☎74・7024



市税等の納付相談のご案内

5月は滞納整理強化月間です

- 夜間・休日訪問や電話での納付催告を強化し、納付に誠意のない滞納者に対しては財産差押による強制徴収を実施します。
- 納付をお忘れの方は、すみやかに納付してください。
- 一括納付が困難な方は、分割納付の相談にも応じています。
- 時間外納付・相談窓口を開設しています。ご利用ください。

【5月の時間外納付相談日】

24日(木) 17:15~20:00
27日(日) 10:00~15:00

納付・相談窓口

市税関係 納税課 ☎72-3118
国民健康保険税 国民健康保険課 ☎72-3123
上下水道使用料 業務課 ☎72-3133
※厚田・浜益支所では時間外窓口は開設していません

市税等の納付には便利な口座振替をご利用ください。

【平成19年度市税等納付通知書の発送予定日と納期限】

項目	納付通知書 発送予定日	期別と納期限			
		1期	2期	3期	4期
道・市民税 (普通徴収)	5月25日	7月2日	8月31日	10月31日	1月4日
固定資産税 都市計画税	5月10日	5月31日	7月31日	10月1日	11月30日
軽自動車税	5月11日	5月31日			
国民健康 保険税	6月14日	10期(6月~3月)			
水道・下水道 使用料	毎月25日	12カ月(4月~3月)		納期限は翌月10日	